

第 1 章

環境基本計画の めざすもの

第 1 節 策定の趣旨

第 2 節 計画の役割

第 3 節 計画の期間

第 4 節 計画の目標

第1節 策定の趣旨

本県の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長崎県環境基本条例に基づき、平成12年1月に「長崎県環境基本計画」を策定し、5年後の見直しを経て、本県の特色である閉鎖性水域の環境保全、地球温暖化対策、環境教育について、具体的な取り組みを展開してきたところです。

しかしながら、本県の環境を取り巻く状況を見ると、離島をはじめとした工場・事業場の立地が少ない地域での高濃度の光化学オキシダントの発生や漂流・漂着ごみによる沿岸環境の悪化が見られ、大村湾や諫早湾干拓調整池では、依然として水質が環境基準を超過している状況です。更に、以前にも増して、地球温暖化に関する問題が顕在化しており、これらの課題を整理し、長崎県がめざすべき環境像の実現に向けて、取り組む必要があります。

今回、当初計画を策定し10年を経過したことから、生物多様性保全といった新たな視点を加えた上で、社会情勢の変化や解決すべき課題に対応した施策を展開することとし、計画の見直しを行いました。

第2節 計画の役割

この計画は、「長崎県総合計画」を上位計画とし、

本県の環境保全に関する基本目標や長期的な施策の方向性を明示するものです。

県環境行政のマスタープランとして、県民、事業者及び行政(県及び市町)の各主体が環境保全への取り組みを実施する際の指針となるものです。

第3節 計画の期間

この計画は、本県のめざすべき環境像を念頭におき、10年先を見据えながら、今後5年間(2011年度を初年度とし、2015年度を目標年度とする)を計画期間として取り組みます。

第4節 計画の目標

1 めざすべき環境像

本県の環境の特性を踏まえ、この計画がめざすべき環境像を「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」と定めます。

2 基本目標

このめざすべき環境像の実現に向けて、県として横断的かつ総合的に環境保全施策を進めるため、4つの基本目標を掲げ、各種施策を展開します。

